

5介第78号
令和5年(2023年)4月19日

長野県看護協会会長
長野県高齢者福祉事業協会会長
長野県老人保健施設協議会長
長野県宅老所・グループホーム連絡会理事長 様
長野県社会福祉協議会長
長野県介護支援専門員協会会長
長野県ケアハウス協議会長
長野県介護福祉士会長
長野県訪問看護ステーション連絡協議会長

長野県健康福祉部介護支援課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について
(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供) (通知)

日頃は、本県の高齢者福祉施策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。
さて、厚生労働省から別添のとおり事務連絡がありました。
つきましては、感染症法上の位置づけ変更後において、高齢者施設等における従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の就業制限の考え方について、別添1のQ&A②及び別添2において示されていますので、ご参照ください。

担 当	介護支援課施設係
(課長) 今井 政文	(担当) 川村亜由美
電 話	026-235-7113
ファックシミリ	026-235-7394
電子メール	kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp